

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会  
令和 4 年度 第 1 回 滋賀県自動車・同附属品製造業専門部会  
「議事要旨」

開催日時	令和 4 年 9 月 28 日 (水) 13 時 27 分 ~ 15 時 25 分
開催場所	滋賀労働局 6 階会議室
出席状況	公益代表委員 (定数 3 人) 片山 聡 平井建志 松田有加 労働者代表委員 (定数 3 人) 池内正博 鈴木敏和 松井大介 使用者代表委員 (定数 3 人) 佐々木浩介 西田保夫 三浦浩明 事務局 4 人 矢野労働基準部長、松島賃金室長、 神崎室長補佐、高津衛生専門官
主要議題	滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<p>・ 労使各側委員の主張概要</p> <p><b>労側委員の主張</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症について、政府の対応方針も緩和に向かいつつあり、経済活動も再開されている。</p> <p>現在は、半導体不足等部品供給のリスクはあるものの、半導体不足は解消されつつあり、「仕事がない・業界が不況」というものではない。本年 1 月から 8 月までの受注は令和元年度レベルまで回復しており、顧客に納車を待ってもらっている状態である。</p> <p>基幹産業を担っている業種であり、非正規労働者等の賃金への波及効果を高めるためにも、「産業別最低賃金にふさわしく、新規採用する人材に対して魅力ある最低賃金への改定が必要であるものと考えている。</p> <p>以上から、連合リビングウェッジとの金額差や「申出書」における機関決定を行った 5 労組の高卒初任給額との差を解消する金額を提示する。</p> <p>その後の協議において、近畿各局の令和 3 年の自動車製造に係る特定(産業別)最低賃金との差を解消する金額を提示する。</p> <p><b>使側委員の主張</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症、原油・材料費の高騰、円安等の影響については、大手は円安による為替益で埋められているが、中小零細企業は為替益は見込めず経営に打撃を与えている。地賃時の 31 円 UP の目安は「根拠が乏しい」ことから、現在でも</p>

納得しているものではない。「31 円 UP」をベースとして話し合うつもりはない。

特定(産業別)最賃の引上げは、民事的な効力があり、「企業の業績に関係なく賃上げをしなければならない」ため、特に中小零細企業には、大きな負担となる。

6月速報の鉱工業指数や有効求人倍率の推移、景況感からみて、前年(2021年)以前と比較した場合、いずれの数値も戻りつつあるものの、コロナ禍前(令和元年度以前)には戻り切れていない。

自動車・同附属品製造業最低賃金について、現在の半導体不足・部品不足等の長期化により、大手企業であったとしても国内生産数の大幅な減少が認められる。また、これら大手企業と取引を行っている、中小・零細企業の先行きは不透明と言わざるを得ない。

以上から、「賃金改定状況調査第4表」Bランクの賃金上昇率を基に算出した金額を提示した。

・労使の意見の隔たりが埋まらず、この日の審議は終了した。

次回：令和4年10月13日(木) 13:30～